

2026 年 4 月 1 日

理事長 殿

内部監査室

2026 年度 監査計画書

1. 2026 年度の監査について

前年度の私学法改正によって大臣所轄学校法人等においては内部統制システムの整備が必要となり、本学園においては「内部統制システム整備基本方針」をはじめとした諸規程が整備されました。内部統制とは「基本的にその目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスのこと」ですが、文部科学省ではこれを「学校法人が、その活動を健全かつ効率的に運営するための仕組みのこと」と定義しています。また、同省では内部統制の目的として、(1)業務の有効性及び効率性、(2)報告の信頼性、(3)事業活動に関わる法令等の遵守、(4)資産の保全を挙げるとともに、内部統制の基本的要素として、(1)統制環境、(2)リスクの評価と対応、(3)統制活動、(4)情報と伝達、(5)モニタリング、(6)IT への対応があるとしています。

内部監査室では上記のことも踏まえながら監査を行うように心掛け、それによって本学園の内部統制の整備に資することを目指します。

また、本学園においては内部統制システムの整備の一環として、前年度にリスクアセスメントが実施され、それによって認識されたリスクのランク付けが行われました。

内部監査室では従来実施してきた部署監査や公的研究費監査に加えて、今年度は上記のリスクマネジメント活動に対する監査も新たな試みとして実施します。

2. 監査基本方針

- (1) 各種法令及び学園内諸規程に基づいた監査対象部署への業務監査の実施
- (2) 学校法人会計基準及び学園内諸規程に基づいた監査対象部署への財務監査の実施
- (3) 文部科学省の『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン』及びそれに関連する学園内諸規程に基づいた公的研究費監査の実施
- (4) 「内部統制システム整備基本方針」及び本学園の「危機管理規程」に基づいたリスク監査の実施
- (5) 本学園の監事監査規程及び内部監査規程に基づいた監事との連携

3. 監査対象

NO.	監査の種類	監査区分	監査対象	監査項目	監査方法	監査対象部署等	予定実施時期
1	部署監査	定期監査	業務監査 財務監査	(1) 組織運営 (2) 業務管理 (3) リスク管理、コンプライアンス 等	実地監査	経営企画部	2026 年 6 月～8 月
2	部署監査	定期監査	業務監査 財務監査	同上	実地監査	財務部	2026 年 9 月～11 月
3	公的研究費 等内部監査	公的研究費 通常監査	科研費・ 公的研究 費等監査	2025 年度実施分の科研費及び公的研究費 (必要に応じ、2026 年度途中分も対象とする) ・研究費の支出状況 等	書面監査	研究者等 事務部局等	2026 年 5 月～2027 年 3 月 (随時)
4	公的研究費 等内部監査	公的研究費 特別監査	科研費・ 公的研究 費等監査	通常監査対象の 10%以上を対象 ・購入物品の納品状況及び使用状況、出張、研究補助者等の勤務実態 等	実地監査	研究者等 事務部局等	2027 年 1 月～3 月 (随時)
5	公的研究費 等内部監査	公的研究費 リスクアプ ローチ監査	科研費・ 公的研究 費等監査	不正使用が発生するリスク要因に着目した以下のリスクアプローチ監査 ・研究者等の出張に関するヒアリング ・研究補助者を対象とした勤務実態に関するヒアリング ・納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認 ・研究計画に比して、予算執行が著しく遅れている研究者等へのヒアリング ・取引業者の帳簿との突合で、架空発注がないかの確認 等	実地監査	研究者等 事務部局等	2027 年 1 月～3 月 (随時)
6	リスク監査	リスク監査	リスク監 査	危機管理規程第 17 条に基づき、危機管理体制について全学的又は特定部門の監 査を試行的に実施する。	実地監査	危機管理委員会事 務局（総務・人事 部総務課）、各部局 等	2026 年 5 月～2027 年 3 月 (随時)
7	臨時監査	理事長の指 示	—	別途設定	実地監査 書面監査	—	適宜
8	監事との 連携監査	監事への支 援	—	別途設定	実地監査 書面監査	—	適宜